

(記入上の注意)

1. 組合員証を使用しなかった理由は具体的に詳しく書いてください。
2. 高額療養費を請求する場合において、組合員又はその被扶養者が同一の月にそれぞれの病院、診療所、薬局その他の療養機関から受けた療養で自己負担が2万1千円以上のものが2以上あるときは、それぞれの療養ごとの請求書(「請求金額」欄は記載不要)とこれらの療養に係る自己負担額の合算により算定した請求書とを作成し、合わせて提出してください。
3. 高額療養費を請求する場合、下記の事項に該当するときは、その旨を「備考」欄に記入してください。
 - (1) その療養が地方公務員等共済組合法施行令(以下「令」という。)第23条の3の3第1項2号に規定する原爆一般疾病医療費の支給その他総務省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養であるとき。
 - (2) 令第23条の3の3第4項に規定する費用が徴収されているとき。
 - (3) 支給を受けようとする高額療養費に係る療養を受けた月以前の12月間に受けた療養について令第23条の3の3第1項、3項の規定による高額療養費の支給を既に3回以上受けているとき。
4. ※印欄は記入しないでください。

留意事項

＜療養費及び家族療養費＞

○ 下記1～6の事由に該当した場合、その療養で要した費用は請求により、「療養の給付及び家族療養の給付」と同様の負担割合で支給します。（高額療養費、一部負担金払戻金及び家族療養費附加金に該当する場合は、その額も支給します。）

1. 緊急やむを得ないと組合が認めたとき又は出張等で組合員証を使用できなかったとき
2. 海外で受診したとき（日本国内の医療保険での医療費を基準に支給）
3. 柔道整復師会々員の施術を受けたとき
4. 鍼、灸による治療を受けたとき
5. 手術等のため医師が輸血の必要を認めたとき
6. 治療用装具を製作したとき

○ 添付書類等

- ・ 上記1. 場合
「診療報酬領収済明細書」
- ・ 上記2. の場合
「診療内容明細書とその翻訳」「領収明細書とその翻訳」
- ・ 上記3. 4. の場合
「医師の同意書」「施術内容等を記載した領収書」
- ・ 上記5. の場合
「医師の証明書」「領収書」
- ・ 上記6. の場合
「医師の証明書又は指示書」「装具装着証明書」「領収書」